ブロックチェーンコンテンツ協会ガイドライン

第1版

2020年3月24日

ガイドラインについて

私どもブロックチェーンコンテンツ協会(略称:BCA)は、ゲーム、SNS等のブロックチェーン上のコンテンツに係わる企業によって設立されました。コンピューターリテラシーが必ずしも高くない未成年者、高齢者を含むユーザーの皆さまにも安心して加盟各社が提供するコンテンツをご利用いただけるようこれまでもさまざまな取り組みをしてまいりました。

ブロックチェーンコンテンツ業界の健全な発展に必須である消費者保護の実現などを図るため、事業者自らを律するため守るべき基準について述べた「宣言」を令和2(2020)年2月13日に公表いたしましたが、この「ガイドライン」はさらに一歩進め、諸々の法令の中身について協会加盟各社が守るべき最低限の内容を具体的に記したもので、業界の変化に対応するため今後もアップデートを続けてまいります。

このガイドラインを通じて、ユーザーの皆さまに提供するコンテンツを一層安心して ご利用いただくことを実現し、わが国のブロックチェーンコンテンツ産業の健全な発展 を目指して活動してまいります。

ブロックチェーンコンテンツ協会 代表 國光宏尚

第1版 令和2(2020)年3月24日公表

目次

| 1. 賭博について | 4 |
|-------------------------------------|----|
| <i>1. 賭博について</i> 1-1 禁止事項 | 4 |
| 2.景表法について | 6 |
| 2-1 不当な表示がされていないか | 6 |
| 2-2 懸賞等の賞金に関しては、景表法で定められた上限を超えていないか | 6 |
| 3.資金決済法について | |
| 3-1 仮想通貨に該当するトークンの取扱 | |
| 3-2 顧客の仮想通貨の代理管理/カストディに該当 | |
| 3-3 その他:前払式支払手段に該当する場合 | 9 |
| 4.金融商品取引法(金商法)について | |
| 4-1 損失補填の禁止 | 10 |
| 4-2 インサイダー取引の禁止 | 10 |
| 4-3 相場操縦的行為の監視及び防止 | 10 |
| 4-4 NFT 発行に関する情報の開示義務 | 11 |
| 5.スキャム(詐欺的行為)防止 | 12 |

1. 賭博について

日本において賭博は法律(刑法185条以下)で禁止されています。賭博とは、偶然の 勝負に関し財産上の利益を賭けてその得喪を争うことをいいます。なお、賭博に当たる 場合であっても、「一時の娯楽に供する物」を賭けたに過ぎない場合は、違法とはなり ません。「一時の娯楽に供する物」とは、その場ですぐに食べてしまう食べ物や飲み物 等のことをいいます。

ブロックチェーンゲームにおいては、ゲーム内で手に入れた NFT やその他のデジタルアセット(以下「NFT等」といいます。)が利用者間で取引し、換金できる仕組みが備えられていることがあります。NFT等は資産性を有するデータであり、その場ですぐに食べてしまう飲食物とは質的に異なりますので、「一時の娯楽に供する物」には該当しないため、賭博に該当すると違法となります。

そのため、ブロックチェーンゲーム内においてガチャや NFT 等を提供する場合、これらが賭博に該当しないよう十分な注意が必要です。

1-1 禁止事項

賭博罪の要件を踏まえ、BCAとしては以下の行為は行うことができないと考えます。

- 1) NFT 等その他換金性を有するゲーム内アイテムを排出する有償ガチャを行うこと は賭博に該当する可能性が高いため、実施できないと考えます。
- 2) イベント参加者から有償で参加費を徴収し、イベント参加者への報酬を当該参加 費から分配する形でゲーム内イベントを実施することは賭博に該当する可能性が 高いため、実施できないと考えます。
- 3) ゲーム内アイテムを掛け合わせて消滅させることで、ランダムに新たな NFT 等その他換金性を有するゲーム内アイテムを排出(合成)する場合、消滅するゲーム内アイテムと、それにより排出される NFT 等の価値に差が生じることが財産上の利益の得喪と評価され、賭博罪に該当しうることから、その取扱いについては十分な注意が必要です。
- 4) ゲームプレイにおいて換金性を有するゲーム内アイテムを報酬として付与する場合、当該報酬付与の仕組みが財産上の利益の得喪と評価され、賭博罪に該当する場合もあり得ることから、その取扱いについては十分な注意が必要です。

- ※有償:法定通貨、暗号資産、それらから購入したゲーム内通貨などを対価として使用すること
- ※換金性:法定通貨、暗号資産に転化が可能な性質
- ※ゲーム内アイテム:ゲーム内において利用・消費することのできる有償・無償のアイテム全般
- ※NFT:ゲーム内アイテムのうち、ERC721等の規格による非代替性トークンで発行された換金性を有するもの

2.景表法について

景表法(不当景品類及び不当表示防止法)にて、「不当な"表示"の禁止」(景表法 5 条)及びに「"過大な"景品の提供の禁止」(景表法 4 条)がされています。以下の点に留意してください。

2-1 不当な表示がされていないか

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、①優良誤認表示②有利誤認表示等にあたる表示を行ってはならないとされています。顧客の射幸心を煽り、購買に向けて強く誘引するような広告表示を行う場合、その他顧客に対する誘引性の強いイベント等を実施する場合は、優良誤認表示や有利誤認表示といった、不当な表示とならないよう、以下の要件に照らして注意してください。

- 1)「優良誤認表示」とは、①一般消費者に対し、②実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して他の事業者のものよりも著しく優良であると示す表示であって、③不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものをいいます。
- 2) 「有利誤認表示」とは、①商品又は役務の価格その他の取引条件について、②実際のもの又は他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、③不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものをいいます。

2-2 懸賞等の賞金に関しては、景表法で定められた上限を超えていないか

景表法(不当景品類及び不当表示防止法)にて、「"過大な"景品の提供の禁止」がされています(景表法4条)。そのため、ゲーム内アイテムを顧客に配布する場合は、景表法上の懸賞規制に該当しないよう整理した上で、実施してください。

懸賞規制に該当しないための整理として、まず、配布するゲーム内アイテムが景表法上の「景品類」に該当するかどうかを確認してください。

「景品類」とは、原則として①顧客を誘引するための手段として②事業者が③自己の商品又は 役務の④取引に付随して⑤提供する物品、金銭その他の経済的利益を指します。(「景品類等 の指定の告示の運用基準について」参照)

次に、景品類に該当する場合は、懸賞等により提供する景品類に関して、以下の景表法で定められた上限を超えていないかを確認してください。NFT 等を景品類として提供する場合、当該NFT 等の価値算定が複雑になる場合がありますので注意してください(「景品類の価額の算定基準について」参照)。

1) 一般懸賞(くじ等の偶然性や、ゲーム内イベント等の特定行為の優劣等で付与) 顧客に提供することのできる景品の最高額は、

取引価額が5000円未満の場合、取引価額の20倍まで

取引価額が5000円以上の場合、10万円まで

※取引価額が0円の場合、原則として景表法上の取引価額は100円として計算 提供できる景品類の総額は、懸賞に係る取引の予定総額の2%まで

2) 共同懸賞(一定の地域のサービス業者が共同で実施)

共同懸賞とは、一定の地域で行われるイベントや、商店街でのイベント等、地域性を要求するものですので、事業者がオンライン上で開催するコラボイベント等は対象外になる可能性が高いことに留意してください。

最高額は、取引価額にかかわらず 30 万円まで 総額は、懸賞に係る売上予定総額の 3%まで

3)総付景品(先着順なども含め、一定の条件でもれなく付与) 最高額は、

取引価額が 1000 円未満の場合 200 円まで取引価額が 1000 円以上の場合取引価額の 20%まで

※取引価額:景品類の提供者が景品提供の対象とする商品やサービスの価額をいいます。例えば、ゲーム内で成績に応じて景品類に該当するゲーム内アイテムを配布するランキングイベント等を開催する場合、当該ランキングイベント中に消費されるゲーム内アイテムの価額等がこれにあたります。

3.資金決済法について

仮想通貨交換業の登録を受けていない場合、以下のような業務を行うことはできません。

- 3-1 仮想通貨に該当するトークンの取扱
- 1) 1号仮想通貨(資金決済法2条5項1号)に該当する通貨と交換できるトークンは2号 仮想通貨(資金決済法2条5項2号)に該当するため、当該トークンを業として販売等する 際には、原則として仮想通貨交換業の登録が必要となります。ただし、発行するトークンが NFT等の「代替不可能」「1号仮想通貨と同等の経済的機能を有さない」といった性質を有する場合、仮想通貨に該当しないと考えられます。
- 2)発行するトークンが「代替不可能」「1号仮想通貨と同等の経済的機能を有さない」と みなされない場合、仮想通貨に該当する可能性があり、その場合仮想通貨交換業の登録が必 要となります。
 - 3-2 顧客の仮想通貨の代理管理/カストディに該当
- 2020年施行予定の改正資金決済法においては、新しく仮想通貨交換業者に該当する業務として「暗号資産の管理」が加わります。そのため、次のサービスを提供する場合は、仮想通貨交換業者としての登録が必要となる可能性があるため、留意してください。
- 1) 仮想通貨の管理: 顧客の仮想通貨を管理する場合、仮想通貨交換業の登録が必要となります。自らが秘密鍵を管理するウォレットやサービス内ウォレットに一度仮想通貨をデポジットさせる場合などが該当します。
- 2) 仮想通貨の秘密鍵の管理: 顧客の秘密鍵を管理する場合、カストディ業者と判断され、 仮想通貨交換業の登録が必要となります。

3-3 その他:前払式支払手段に該当する場合

1)法定通貨や仮想通貨で直接購入することのできるゲーム内通貨等を発行する場合は、多くの場合「前払式支払手段」(資金決済法3条)などとして整理する必要があります。「前払式手段」には、「自家型前払式支払手段」と「第三者型前払式支払手段」がありますので、いずれに該当するか検討の上、それぞれ必要な届出又は登録を所管の財務局長等に行ってください。

4.金融商品取引法(金商法)について

NFT 等の有価証券該当性については議論がありますが、当協会としては現状、基本的には該当しないものとして位置付けております。しかしながら、2020 年 6 月頃施行予定の改正金融商品取引法における、電子記録移転権利等に該当すると判断された場合、事業者が当該 NFT 等の売買や募集の取り扱い等を業として行う場合には、金融商品取引業の登録が必要となる場合があるため注意が必要です。

金融商品取引法における有価証券に該当しない場合においても、NFT等は資産性を有するため、本業界で注意が必要なものについては、金融商品取引法、会社法、証券取引所の適時開示制度に倣い、以下のように自主規制いたします。

4-1 損失補填の禁止

顧客の NFT 取引において、損失が生ずる又は予め定めた額の利益が生じないこととなった場合に、運営又は第三者が顧客の損失の一部又は全部の補てんのため、利益を提供すること、利益を提供する旨の約束を行ってはならない。

※金商法 39 条を参照

4-2 インサイダー取引の禁止

NFT 等発行会社等に係る業務等に関する重要事実(NFT 等の購入又は売却といった処分判断に著しい影響を及ぼすもの)を知った者は、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該業務等に関する NFT 等の売買をしてはならない。

※金商法第 166 条を参照

4-3 相場操縦的行為の監視及び防止

顧客が本来公正な価格形成が行われるべき相場に人為的に作為を加える行為を監視し、 防止をしなければならない。

- ※金商法 159 条 1 項
- ※金商法 159 条第 2 項第 1 号

4-4 NFT 発行に関する情報の開示義務

NFT等の発行に関する重要事実に関しては、広く顧客に対し、周知しなければならない。

※金商法、会社法、証券取引所の適時開示制度

5.スキャム(詐欺的行為)防止

NFT 等は資産性を帯びるため、NFT 等の販売が先行してサービス提供がなされないまま、短期間でサービスをクローズ等の行為が行われると顧客の利益を著しく損なうため注意が必要です。 具体的には、次の点に留意し、顧客の利益に対して細心の注意を払うようにしてください。

- 1) 運営事業者は、コンテンツの内容、NFT等の概要を顧客に広く示すようにしてください。
- 2) 運営事業者は、顧客に示した内容を実現しうる資金、人材を確保してください。
- 3) 正式サービス前に NFT のプレセールを行う場合、セール参加者がサービス内容や当該 NFT の効能について事前に理解できるように、 β テスト等をおこなった上で実施するようにしてください。

※プレセール:サービスをローンチする前段階において、サービスローンチ後に利用できるNFT 等を販売することをいいます。